

# ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画

令和6年3月  
兵庫県

<目次>

第1章 基本的な考え方 .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画における「困難な問題を抱える女性」の定義 .....	1
3 計画の位置づけ .....	2
4 他計画等との関係 .....	2
5 施策の基本的方向 .....	2
6 施策展開の考え方 .....	2
7 計画期間.....	3
8 計画改定の検討体制.....	3
第2章 困難な問題を抱える女性への支援を巡る状況と課題.....	4
1 女性相談支援センター（兵庫県立女性家庭センター）で支援の状況.....	4
2 県内の女性相談支援員（旧婦人相談員）の配置状況.....	8
3 女性自立支援施設（旧婦人保護施設）の状況 .....	10
4 困難な問題を抱える女性への支援を巡る課題 .....	12
第3章 計画体系.....	13
第4章 具体的施策の展開 .....	14
1 相談支援の強化充実.....	14
2 安全確保.....	18
3 支援体制の確立.....	20
4 関係機関・民間との連携・協働.....	25
5 教育・啓発の推進等.....	28
(参考)	
困難女性支援法に基づく兵庫県基本計画策定検討委員会.....	30

## 第1章 基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

支援を必要とする女性の抱える困難な問題が多様化、複雑化している。この問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下「困難女性支援法」という。）が成立した。また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下「基本方針」という。）が公示された。

本計画は、困難女性支援法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して人権を尊重しつつ、効果的に機能することを目指すために策定するものである。

今後、社会情勢の変化を踏まえつつ、策定された計画に沿って施策を着実に推進するため、PDCAサイクル<sup>(※)1</sup>の手法を活用し、計画実施状況の点検、必要に応じた施策の見直しを行い、困難な問題を抱える女性が誰ひとり取り残されることのない社会の実現を目指していく。

### 2 計画における「困難な問題を抱える女性」の定義

本計画における「困難な問題を抱える女性」とは、困難女性支援法第2条に規定する「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」を対象としており、困難女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わない（高齢や子ども、障害者、雇用形態、在留資格の有無等は支援の対象に影響しない）。

#### 【支援の対象者の具体例】

DV被害者、性犯罪・性暴力被害者、ストーカー被害者、住宅確保要配慮者、売春防止法において婦人保護事業の対象となっていた者、親等から虐待を受けている者、その他困難な問題を抱える女性

※ 国の基本方針にも記載されているように、性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別

---

(※)1 Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検・評価）→Action（改善）のプロセスを順に実施することにより、継続的な改善につなげていく手法。

により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関が連携して、可能な支援を検討することが望まれる。

### 3 計画の位置づけ

この計画は、困難女性支援法第8条第1項に基づく県が定める基本計画であると同時に、支援の対象者の保護及び自立支援のための基本的な取組方向を示した県の実施計画である。

また、市町など関係機関、民間支援団体等が県民の困難女性支援対策を推進していくための基本的な事項を定めた指針（ガイドライン）である。

### 4 他計画等との関係

県の男女共同参画計画（ひょうご男女いきいきプラン2025）、兵庫県DV防止・被害者保護計画、ひょうご子ども・子育て未来プラン、地域福祉支援計画、老人福祉計画、人権教育及び啓発に関する総合推進指針、兵庫県教育基本計画（ひょうご教育創造プラン）など関連する計画等との整合性を図りながら施策を推進する。

### 5 施策の基本的方向

次の5つの柱を基本に施策を展開する。

- (1) 相談支援の強化充実
- (2) 安全確保
- (3) 支援体制の確立
- (4) 関係機関・民間との連携・協働
- (5) 教育・啓発の推進等



### 6 施策展開の考え方

#### (1) 県の役割

県は、DV被害者支援関係機関で従来から構成している「ひょうごDV防止ネットワーク会議<sup>(※)2</sup>」をもとに、DV被害者だけでなく困難な問題を抱える女性に関する情報を同時に共有し、一体的な支援のための協議の場とする新たなネットワー

(※) 2 DV被害者の相談、保護、支援等を行う関係機関の相互協力及び密接な連携を図り、配偶者からの暴力の防止、被害者のニーズに対応した各種の支援活動を効果的に推進することを目的に、県が設置する会議。

構成団体等は本文 P25 参照。

ク会議を設置し、関係機関等と連携するとともに、困難女性支援対策庁内調整会議により専門的・広域的な施策を推進する。

また、各分野の専門機関や民間支援団体等との広域的な連携の強化を図るとともに、市町の取組に対する支援を行う。

併せて、要支援者の安全確保対策や人材育成など、県全体の困難な問題を抱える女性への支援の推進体制の強化を図る。

## **(2) 市町の役割**

市町は、地域における困難な問題を抱える女性の保護・自立支援を進める上で果たす役割は大きなものがある。支援の対象者にとって市町は、身近な相談窓口であり、自立に必要な多くのサービスを提供している。

このため、市町は要支援者にとって身近な行政機関としての役割を担い、要支援者の状況、緊急度などを的確に把握し、助言やサービスの提供を行い、県をはじめとする関係機関の支援が必要な困難な問題を抱える女性については、速やかに連携を図り、要支援者の個々の事情に応じた適切な支援を行っていく必要がある。

また、市町の基本計画の策定及び施策の確実な展開と、個別ケースの定期的な状況確認や支援方針等の議論の場としての市町支援調整会議の設置についても取組を進めていく必要がある。

## **7 計画期間**

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年とする。

ただし、計画期間内であっても社会・経済情勢の変化や困難女性支援法の改正等により新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行う。

## **8 計画改定の検討体制**

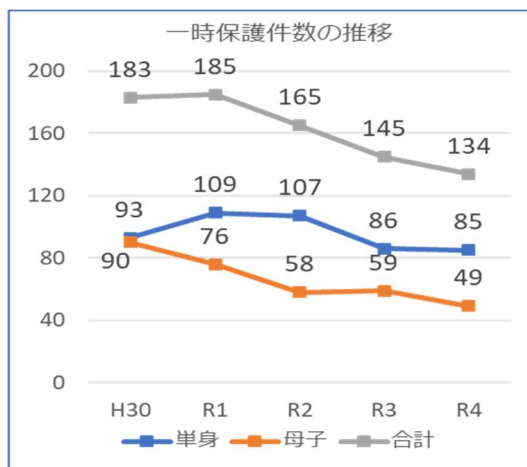
この計画は、学識経験者や関係機関、民間支援団体の代表者で構成される「困難女性支援法に基づく兵庫県基本計画策定検討委員会」において検討を行うとともに、パブリック・コメント手続により幅広く県民の意見を聴取して策定を行った。

## 第2章 困難な問題を抱える女性への支援を巡る状況と課題

### 1 女性相談支援センター（兵庫県立女性家庭センター<sup>(※)3</sup>）で支援の状況

#### (1) 一時保護の状況

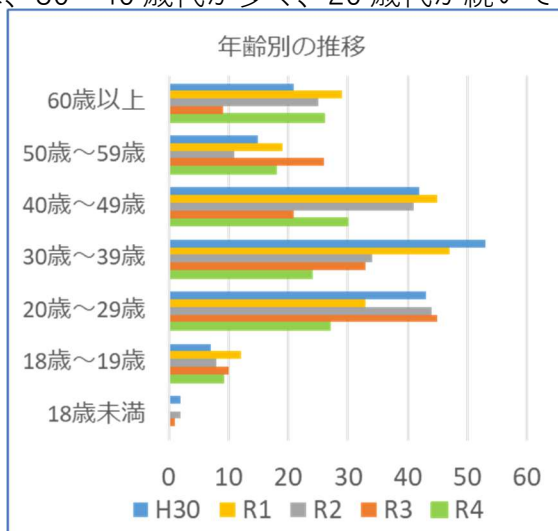
令和4年度の一時保護件数は134件で令和3年度と比べて減少している。また、緊急一時保護委託は、令和4年度は5施設に委託しており134件のうち47件を委託施設において一時保護した。



#### (2) 年齢別の入所状況

令和4年度の一時保護者の年齢は18歳から87歳で、平均年齢は42.9歳となっている。年代別では40歳代が30件（22.4%）と最も多く、20歳代が27件（20.1%）、60歳以上が26件（19.4%）となっている。

平成30年度以降は、30～40歳代が多く、20歳代が続いている。



(※)3 困難女性支援法第9条の規定により設置する女性相談支援センターの兵庫県における名称。法施行前は売春防止法第34条の規定により設置する婦人相談所として位置づけられていた。

### (3) 一時保護の理由

一時保護の理由は、夫婦問題や親子問題、男女問題と、家族や異性に関連するものが多く、次いで住宅問題となっている。

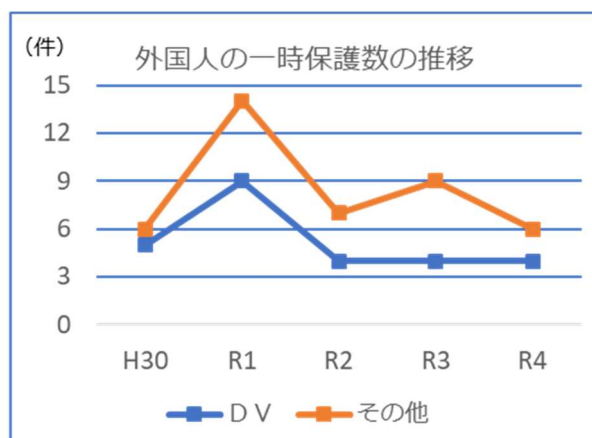
(単位：件)

年度	入寮希望	夫婦問題	親子問題	嫁姑問題	男女問題	精神衛生問題	医療問題	経済問題	職業・就職問題	住宅問題	その他	計	(再掲)DV
R2	0	81	21	0	19	0	0	2	0	16	26	165	85
R3	0	76	24	0	17	0	0	0	0	20	8	145	81
R4	0	71	27	1	11	0	0	1	0	8	15	134	68

### (4) 外国人の一時保護の状況

令和4年度に外国人の一時保護人数は6人であり、通訳を6回依頼している。直近では、アジア系だけでなく、中南米出身の外国人が主に保護されている。

		中国(永住者)	ベトナム	フィリピン	ペルー	メキシコ	ブラジル	その他	計
R3	人数		1	2			3	3	9
	通訳(回数)		3	5			9	1	18
R4	人数	2	1	1	1	1			6
	通訳(回数)	0	1	0	4	1			6



### (5) 障害者の一時保護の状況

一時保護者が有している障害については、精神障害が最も多く、一時保護者を取り巻く生活環境等が影響していると考えられる。

(単位：件)

	身体障害	精神障害	知的障害
R2	1	17	17
R3	0	14	10
R4	5	11	6

(注)障害が複数あるケースを含むため、一時保護の人数と一時保護の合計は合致しない。

### (6) 退所理由の内訳

令和4年度では、29.2%の者が帰宅・帰郷（友人・知人宅を含む。）しており、38%が退所後に継続して福祉事務所の支援を受けている。過去3年では、いずれも帰宅・帰郷及び福祉事務所移管ともにそれぞれ3分の1程度を占めている。

(単位：件)

	女性自立支援施設 （旧婦人保護施設）へ入所	就職	帰宅・帰郷 （知人・友人宅を含む）	福祉事務所移管	他府県女性相談 支援センター	その他関係機関	無断退所	その他	一時保護継続中	合計
R 2	5	1	65 (37.8%)	57 (33.1%)	0	1	0	39	4	172
R 3	6	2	44 (29.5%)	51 (34.2%)	0	1	1	41	3	149
R 4	4	0	40 (29.2%)	52 (38.0%)	0	2	4	33	2	137

※ 福祉事務所移管後の主な対応  
母子生活支援施設へ入所、他の社会福祉施設へ入所、生活保護で住宅確保

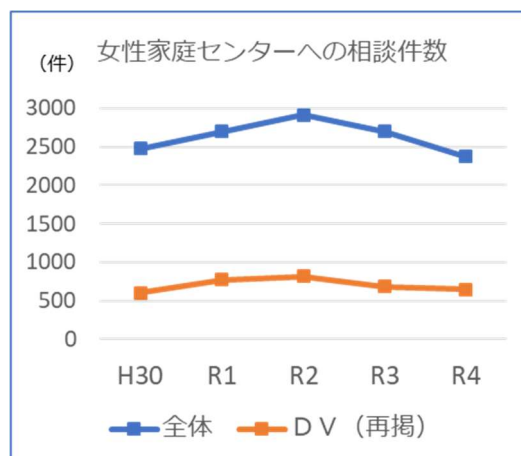


## (7) 相談業務の状況

令和4年度の相談件数は、2,375件で内訳は来所相談134件、電話相談2,209件、出張相談32件となっている。

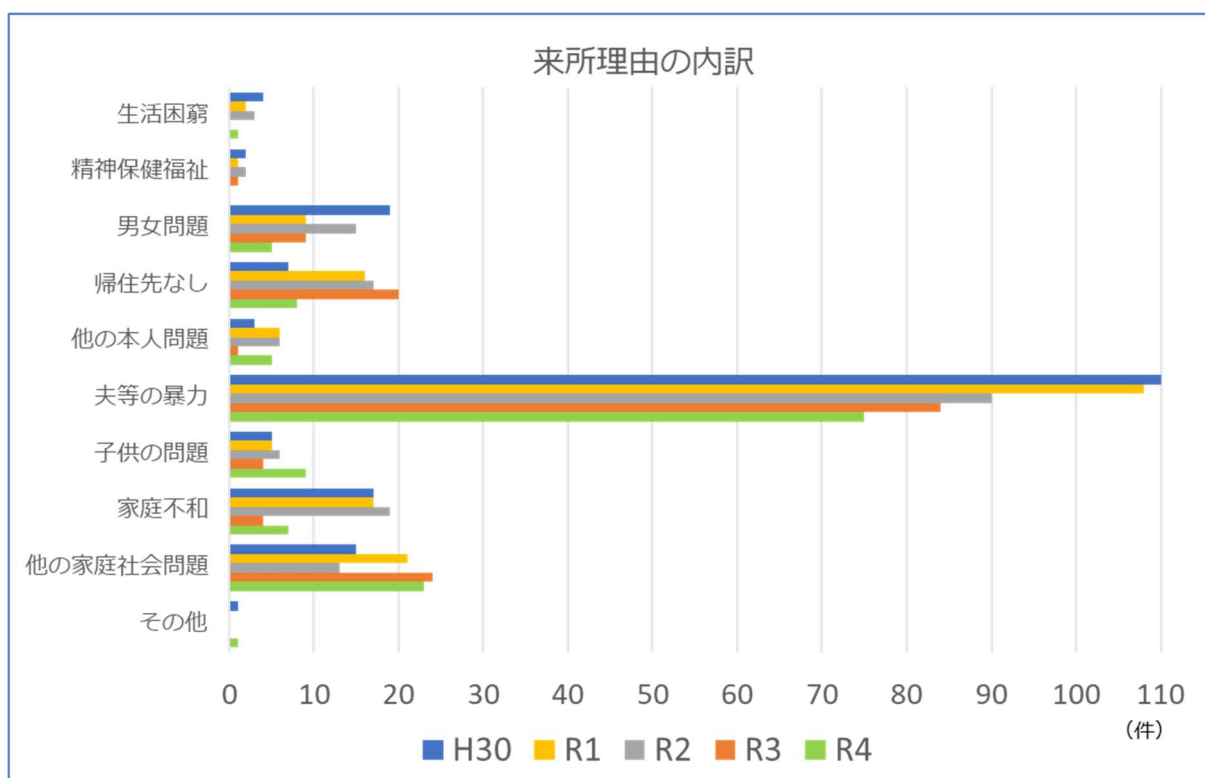
また、夫等からの暴力（家族や親密な関係にある者からの暴力を含む。）に関連するものは、647件で全体の27%を占めている。

年度	来所	電話	出張	計	(再掲)DV
R2	171	2,702	40	2,913	816
R3	147	2,496	52	2,695	684
R4	134	2,209	32	2,375	647



## (8) 来所理由の内訳

主訴別の受付状況は、夫等の暴力が最も多く、近年減少傾向ではあるものの、令和4年度では75件（56.0%）となっている。



### (9) 電話相談の相談理由の内訳

電話相談は、令和3年度2,496件に対して、令和4年度は2,209件、うち「DV」に関する相談は567件(25.7%)、男性からの相談は69件(3.1%)であった。  
令和4年度実績を内容別にみると、「家庭・社会問題」に関する相談の1,757件が全体の79.5%を占め、内訳は夫婦問題に関する相談が756件(43.0%)となっている。

また、「経済・職業問題」(49件)の内訳では就労問題(32.6%)、「本人の問題」(403件)の内訳では精神保健福祉(58.3%)がそれぞれ多くなっている。

(単位：件)

年度	区分	家庭・社会問題										経済・職業問題						本人の問題						再掲				
		夫婦問題	結婚・離婚	親子・兄弟関係	男女問題	嫁姑問題	対人関係	法律相談	福祉関係	冠婚葬祭	その他	計	生活困窮	就労問題	住宅問題	借金・サラ金問題	財産問題	その他	計	医療問題	妊娠問題	性の問題	精神保健福祉		宗教問題	その他	計	合計
R2	全体	756	52	389	187	23	575	9	12	2	173	2,178	13	57	19	2	6	71	168	24	2	4	158	1	167	356	2,702	708
	男性	50	1	9	28	1	7	0	0	0	32	128	2	0	0	0	0	7	9	1	0	0	0	18	19	156	38	
	女性	706	51	380	159	22	568	9	12	2	141	2,050	11	57	19	2	6	64	159	23	2	4	158	1	149	337	2,546	670
R3	全体	804	35	361	155	23	381	10	12	1	155	1,937	6	22	14	1	5	11	59	22	1	0	260	0	217	500	2,496	582
	男性	46	0	13	9	0	4	0	1	0	9	82	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	7	7	90	26	
	女性	758	35	348	146	23	377	10	11	1	146	1,855	6	22	14	1	5	10	58	22	1	0	260	0	210	493	2,406	556
R4	全体	756	33	302	113	21	329	9	6	4	184	1,757	6	16	11	0	1	15	49	16	2	3	235	0	147	403	2,209	567
	男性	35	0	6	4	0	1	0	0	0	20	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	69	28
	女性	721	33	296	109	21	328	9	6	4	164	1,691	6	16	11	0	1	15	49	16	2	3	235	0	144	400	2,140	539

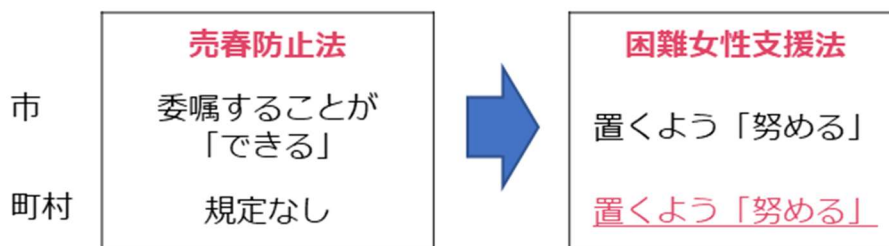
## 2 県内の女性相談支援員(旧婦人相談員)の配置状況

県内の女性相談支援員(旧婦人相談員)<sup>(※)4</sup>は、令和5年4月1日時点で58人配置されている。うち53人が市町相談員であるが、配置済み市町は19市のみである。

売春防止法上は、市町村における婦人相談員の配置は市のみ委嘱することができたが、10市において未配置である。

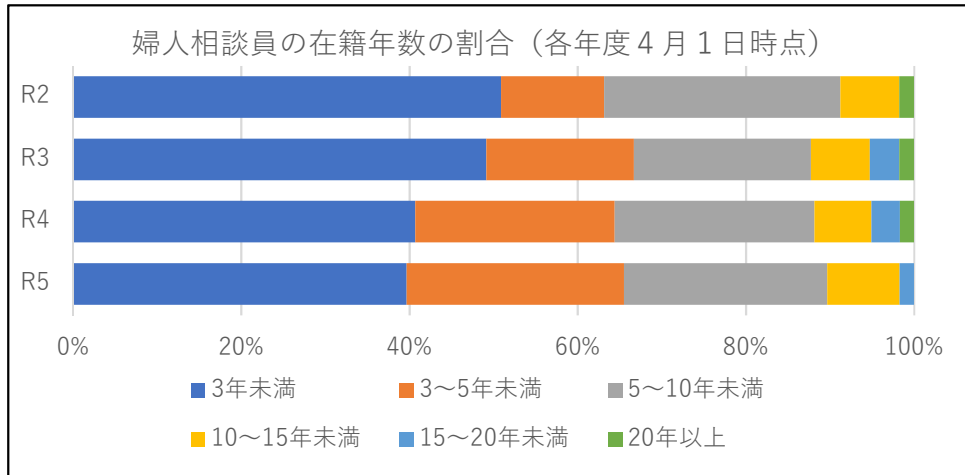
なお、困難女性支援法施行後は、町においても配置が努力義務化されることとなる。

### 【女性相談支援員(旧婦人相談員)の配置について】



(※)4 困難女性支援法第11条に規定する女性相談支援員。法施行前は売春防止法第35条の規定にする婦人相談員。

婦人相談員の在籍年数については、10年以上経験のある相談員もいるものの、経験年数が3年未満の相談員が最も多く、約6割の相談員が5年未満の経験年数となっている。



○ R5.4.1時点の自治体別の女性相談支援員（旧婦人相談員）  
配置状況等（単位：人）

自治体名	婦人相談員の 配置状況 (人)	(参考)	
		市町配暴センター の設置	庁内連携会議の 設置
兵庫県	5	—	—
神戸市	11	○	○
姫路市	4	○	○
尼崎市	3	○	○
明石市	3	○	○
西宮市	3	○	○
洲本市	1		○
芦屋市	2	○	○
伊丹市	3	○	○
相生市	0		
豊岡市	0		
加古川市	3	○	○
赤穂市	0		
西脇市	0		
宝塚市	3	○	○
三木市	2	○	○
高砂市	0		○
川西市	5	○	○
小野市	2	○	○
三田市	3	○	○
加西市	1	○	○
丹波篠山市	0		○
養父市	0		
丹波市	1	○	○
南あわじ市	0		○
朝来市	0		
淡路市	1		○
宍粟市	1		○
加東市	1	○	○
たつの市	0		
12町	12町全て 未配置	猪名川町のみ配置	多可町、福崎町、 香美町のみ配置
合計	58	17市町	25市町

### 3 女性自立支援施設（旧婦人保護施設）<sup>(※) 5</sup>の状況

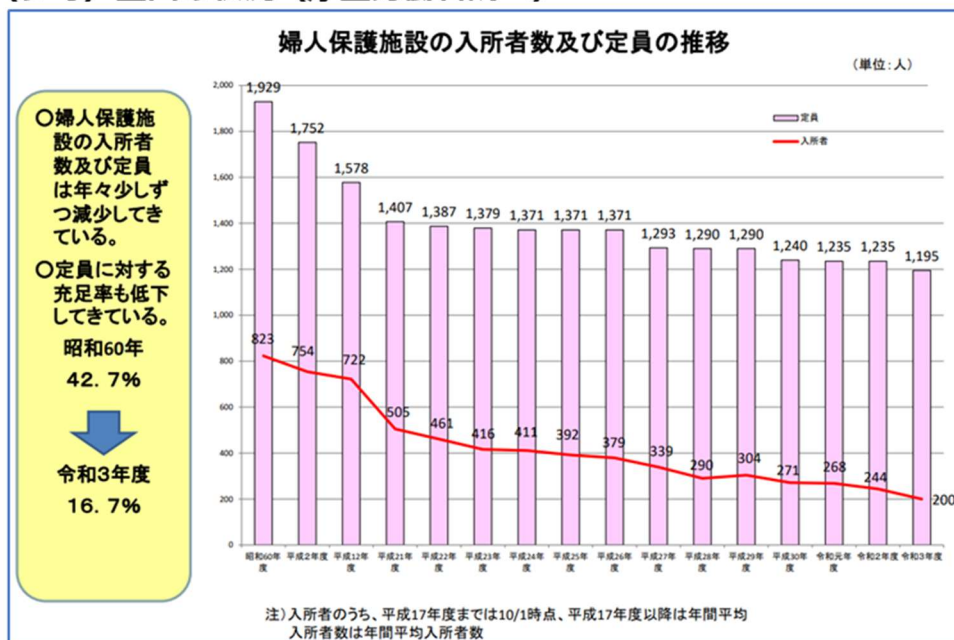
#### (1) 女性自立支援施設への各年度末時点の入所状況

女性自立支援施設（旧婦人保護施設）への入所状況は、全国的に減少傾向となっており、兵庫県においても同様の動きとなっている。

兵庫県内には神戸婦人寮、姫路婦人寮の2施設があり、県外にある長期入所施設へ入所する者もいる。



#### (参考) 全国の状況（厚生労働省調べ）



(※) 5 困難女性支援法第12条に規定する女性自立支援施設。法施行前は売春防止法第36条に規定する婦人保護施設。

## (2) 年度ごとの退所理由

退所者の退所理由は、入所者数自体が減少していることもあるが、就職等、自立による退所者が減少しており、令和4年度は0名であった。

年度	就職等	帰宅・帰郷	他施設等 へ移送	無断退所	その他	合計 (単位：名)
H30	6	2	2	2	4	16
R1	2	1	4	0	1	8
R2	2	1	1	1	0	5
R3	1	0	1	0	3	5
R4	0	0	1	0	5	6

#### 4 困難な問題を抱える女性への支援を巡る課題

困難な問題を抱える女性を取り巻く現時点の状況を整理し、それに対応すべき課題は以下のとおりとなる。課題解決に向けて、今後5年間、5本の柱を基本として支援施策に取り組んでいく必要がある。

現時点の状況	対応すべき課題	取り組むべき項目 (5本の柱)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県立女性家庭センターが行う主な相談支援は、電話と来所であり、全体の9割以上を電話相談が占めている。</li> <li>○ 女性相談支援員(婦人相談員)を配置している市町は19市のみ。 ※ 町は新法施行後に初めて配置が法定化</li> <li>○ 女性相談支援員の約4割は3年未満の経験者であり、経験が不足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援を必要とする女性を早期に把握できるように相談支援体制の強化</li> <li>○ SNS等、若年女性でも相談しやすい体制整備</li> <li>○ 女性相談支援員の適正配置等、支援内容について相談できる体制</li> <li>○ 女性相談支援員の質の向上をめざす研修等への取組</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>① 相談支援の強化充実</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一時保護件数及び人数は年々減少傾向にある。</li> <li>○ DV等の被害者は増加傾向であり、生命又は心身の安全を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DV等の被害女性の安全を守るため、避難先の確保</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>② 安全確保</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ DV等の被害女性や同伴児童は心的外傷を受けている可能性があり、精神的なダメージは長期にわたるため、心のケア等が必要となる。</li> <li>○ 一時保護者のうち1/3が同伴児童のいる者であるが、県立女性家庭センターでの支援は母親が中心である。</li> <li>○ 母子の保護期間が長期にわたる場合、同伴児童の学習への遅れや外出制限による心身への影響が懸念される。</li> <li>○ 母親の心身のダメージが強い場合、養育を十分に行えない可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害からの回復が必要な方や精神的な課題を抱える方への支援の充実</li> <li>○ 同伴児童への心のケア、学習を受ける権利の確保、養育の充実、親子関係の再構築</li> <li>○ 退所後の支援(施設等に相談することができる環境整備、施設等からの支援等)</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>③ 支援体制の確立</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内41市町のうち24市町が市町配偶者暴力支援センターを未設置、16市町が庁内連携会議を未設置(困難な問題を抱える女性への支援と関係の深いDV対策の体制が不十分)。</li> <li>○ 困難な問題を抱える女性を適切かつ円滑に支援するため、県・市町における支援調整会議の設置が法定化(努力義務)される。</li> <li>○ 県と連携をとる民間支援団体は神戸・阪神間に多く、地域的偏在が生じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援調整会議等、市町の体制整備の強化</li> <li>○ 民間支援団体の育成や継続した支援</li> <li>○ 民間支援団体の地域偏在の解消</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>④ 関係機関・民間との連携・協働</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一時保護件数が最も多いのは30～40代だが、若年女性(10～20代)の保護件数も比較的多い。</li> <li>○ DV等の未然防止のため若い段階での知識習得が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若年者に対する啓発 ※ 大学生、専門学校生、高校生等</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>⑤ 教育・啓発の推進等</b></p>

### 第3章 計画体系

- 基本計画において、5項目を計画の柱として支援施策に取り組んでいく。
- 現状及び課題を踏まえ、当期（令和6年度～令和10年度予定）の重点施策として2項目を設定する。

取組の項目	数値（成果）目標	各項目における県の主な取組
相談支援の強化充実 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談支援員の配置：<b>全市町</b></li> <li>・市町支援員への研修：<b>15回/年</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【県立女性家庭センターの相談体制】</li> <li>・(拡)一時保護中におけるカウンセリングの充実 ※心理相談、医療相談、法律相談等</li> <li>・(新)SNS等を活用した相談体制の構築</li> <li>【市町の相談体制充実に向けた支援】</li> <li>・(拡)各種研修の充実、困難事案等への技術的助言</li> <li>【その他相談体制の整備】</li> <li>・(新)困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築</li> </ul>
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急一時保護委託先：<b>40か所</b></li> <li>・民間シェルターの活動支援：<b>6か所</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間シェルターも活用した一時保護の実施</li> <li>・女性自立支援施設、母子生活支援施設への入所</li> <li>・警察との連携</li> </ul>
支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立女性家庭センターにおける法律相談：<b>150件/年</b></li> <li>・同医学相談：<b>30件/年</b></li> <li>・自立に向けた支援：<b>80人/年</b></li> <li>・同伴児童の学習支援を実施する女性自立支援施設等：<b>全施設</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(拡)一時保護中におけるカウンセリングの充実(再掲)</li> <li>・(拡)同伴児童に対する支援の充実 ※心理的ケア、学習支援</li> <li>・(新)民間支援団体のICT化による地域支援の拡大</li> </ul>
関係機関・民間との連携・協働 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援調整会議の設置：<b>全市町</b></li> <li>・民間支援団体の新規開設：<b>5か所(計画期間中)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【支援調整会議】</li> <li>・(新)「市町(地域)の支援調整会議」の設置推進</li> <li>【民間との連携】</li> <li>・(新)民間支援団体との支援ネットワーク会議の設置</li> <li>・(新)民間支援団体の育成に関する支援</li> <li>・(新)民間支援団体のICT化による地域支援の拡大(再掲)</li> <li>・(拡)課題を抱える妊産婦への支援プロジェクトの対象拡大の検討</li> </ul>
教育・啓発の推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生(大学・専門学校、高校等)向けDV等啓発：<b>35校/年</b></li> <li>・DV防止出前講座：<b>10回/年</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民への啓発の推進、若者の参画</li> <li>・(拡)デートDV防止対策の拡充等、若年層への啓発の強化</li> <li>・DV防止、人権、男女共同等に関する教育の推進</li> </ul>

## 第4章 具体的施策の展開

### 1 相談支援の強化充実

売春防止法の「保護更生」から脱却し、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、県及び市町、民間団体等の関係機関が連携して、包括的かつ切れ目のない「本人中心」の支援を行うとともに、外国人や障害者等、マイノリティへの支援充実を図る。

#### (1) 県の相談体制の充実

##### 【現状】

- ① 県立女性家庭センター（女性相談支援センター）
  - ・ 「悩みのほっとライン」(078-732-7700)を設置し、電話相談の受付を毎日9時から21時まで実施
  - ・ DV法律相談員（女性弁護士）による法律相談の実施
  - ・ 電話相談対応職員への研修の実施
  - ・ 外国人DV被害者等への支援（通訳派遣事業の活用、外国人の生活相談員会議への参画、入国管理事務所との連携ほか）
- ② その他
  - ・ 県立男女共同参画センターにおける「女性のためのなやみ相談」の実施(月～土曜、電話・面接相談)
  - ・ 県立男女共同参画センターにおける「女性のための就活サポート相談」の実施（週1回、面接相談）
  - ・ つながりサポート型女性相談支援事業の実施
  - ・ 県こころのケアセンター<sup>(※)6</sup>による相談・診療等
  - ・ 思春期ピアサポートルームの開設
  - ・ 予期せぬ妊娠など、妊娠に悩む者への相談窓口「予期せぬ妊娠 SOS 相談事業<sup>(※)7</sup>」
  - ・ 健康福祉事務所における母子父子自立支援員の配置によるDV相談の実施
  - ・ 県児童相談所における親子関係支援員<sup>(※)8</sup>による相談の実施
  - ・ 外国人DV被害者向けリーフレットの作成、HP掲載
  - ・ 点字版リーフレットの作成（DV防止対策）

---

(※)6 「こころのケア」に関する調査研究、人材育成・研修、相談・診療、情報の収集発信・普及啓発、連携・交流など、多様な機能を有する拠点施設として平成16年に兵庫県が開設した施設。

(※)7 思いがけず妊娠したことにとまどっている妊婦やパートナー等に対して、助産師等が電話やメール、SNS等により相談に応じ、妊娠や出産に関する正しい情報を伝えたり、適切な支援サービスを紹介する相談窓口。

(※)8 こども家庭センター（児童相談所）に配置している、被虐待児童及びその家族への家族療法的指導、虐待をした親等への支援計画立案、家族再統合に向けた関係機関との調整等を行う会計年度任用職員。



- ・ ひょうご女性サポートホットライン～ここふれ～による相談対応
- ・ 兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口の設置
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ひょうご性被害ケアセンター『よりそい』」における相談対応

## 【今後の取組内容】

### ① 県立女性家庭センター

- ・ 困難ケースに的確に対応できるよう、専門職の配置等、相談体制の充実を図る。(県)
- ・ SNS等を活用した相談体制の構築に取り組む。(県)
- ・ 支援の対象者に、外国人や障害者、高齢者等、配慮の必要な方も含まれることから、通訳者の派遣や外国人支援団体、障害者・高齢者施策と連携を取る等、きめ細かな相談・支援に取り組む。(県)
- ・ 生活や経済的自立のためには、まずは心身の回復が重要である。DV等の被害者及び同伴児童の精神的ダメージは長期にわたることから、中長期的なケアが必要である。  
精神科医等における一時保護所でのカウンセリングを充実させるとともに、母子生活支援施設・女性自立支援施設等へも職員を派遣し、入所者等への心理的ケアを行うなど、被害者等への心理社会的な対応の充実を図る。(県、市町)
- ・ 県立女性家庭センター職員だけでなく市町や関係施設職員等も含め、支援者の人材育成のため、研修への参加機会を十分確保し、資質の向上に努めていく。(県)
- ・ 市町相談員等への専門的知識や技術等を必要とする事案への技術的助言を行うなど、女性相談支援センターとして中核的な機能を強化する。(県)
- ・ 市町相談員等に対するスーパーバイズやマンツーマン指導の実施等による相談員の対応力向上、あわせて相談員の心のケアや各相談機関の相談体制充実に向けた支援を行う。(県)

### ② 県立女性家庭センター及びその他

- ・ 警察を含めた県関係機関や市町、民間支援団体等と県立女性家庭センターが引き続き連携を強化し、被害者等への支援に取り組んでいく。(県、警察、市町、民間支援団体)
- ・ 関係機関や民間支援団体ごとに実施する困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を県ホームページにおいてプラットフォーム化し、より分かりやすい支援体制の情報発信に努める。(県)
- ・ 相談支援員のメンタルヘルスケアについては、県こころのケアセンターなど、他の被害者支援に取り組む関係機関の支援員等との研修の実施や事例検討、情報共有を図るなど、職員間での相互支援に取り組んでいく。(県)
- ・ 事情により在住市町での相談が困難な場合でも相談できるよう、県健康福祉事務所の母子・父子自立支援員等が、具体的なケーススタディを基にした実践的な研修などを通じて、ノウハウが蓄積できるよう研修内容を充実させる。(県)

- ・ 研修実施にあたり、支援の対象者が多様であることを鑑み、ジェンダーや、障害、LGBTQ、マイノリティ、外国人等に関する内容についても盛り込んでいく。
- ・ 県立女性家庭センターや県立男女共同参画センター等、県関係機関の連携を強化し、相談機能の充実を図る。(県)

## (2) 市町の相談体制の充実

### 【現状】

- ① 市町庁内連携体制の整備推進
  - ・ 市町DV基本計画（全市町策定済）に基づく取組の実施について、市町へ要請
  - ・ 市町に困難な問題を抱える女性の支援対策、DV対策の取組促進を要請
  - ・ 市町におけるDV対策連携会議の設置状況：25市町で設置（令和5年6月時点）
- ② 市町配偶者暴力相談支援センター<sup>(※)9</sup>の設置及び相談体制充実への支援
  - ・ 市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進：17市町で設置（令和5年6月時点）
  - ・ 市町配偶者暴力相談支援センターにおける取組状況等の調査、情報提供
  - ・ 配偶者暴力相談支援センター設置時の相談対応、技術的助言（随時）
- ③ 困難な問題を抱える女性への支援に係る広域調整の充実
  - ・ 市町DV相談担当課長・係長会議の開催
  - ・ 一時保護所において、入所中の困難な問題を抱える女性が、退所後安心して生活を送れるよう、関係市町等と住宅確保などの必要な生活支援等に係る調整を実施

### 【今後の取組内容】

- ・ 市町が困難女性支援基本計画を策定するに当たり、円滑に進むことができるよう、適宜技術的助言を行う。(県)
- ・ 各市町において、女性相談支援員等の相談支援業務の充実のため、女性相談支援員の適正配置の推進や、相談対応スキル向上のために必要な研修の実施、困難事案に対する技術的助言を行う。(県)
- ・ 各市町の男女共同参画センターも、地域での小さな支援活動を掘り起こし、育て、連携を作っていくという「中間支援」的機能も有していることから、各市町に対して横断的な取組を進めていくよう働きかけていく。(県、市町)

---

(※)9 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、①相談や相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助等を行う。

兵庫県は、県立女性家庭センターが配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。また、市町も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めることとしており、17市町が設置している。

### (3) 関係機関、民間団体の相談体制

#### 【現状】

#### ① 関係機関

- ・ 警察が執り得る各種措置を被害者に教示（緊急時に110番通報すべき旨など必要な自衛措置に関する助言や保護命令制度等の行政措置の説明、関係機関等の案内、加害者に対する事件化・指導など）
- ・ 110番するだけで被害者等と認知されパトカーなどへの速やかな指令が行える「110番通報登録制度」の実施等
- ・ 警察本部に性犯罪被害110番（0120-57-8103又は#8103）を設置し、性犯罪被害に関する電話相談の受付を24時間体制で実施
- ・ 性犯罪被害者に適切に対応するための体制の整備（全警察署で男性・女性双方を性犯罪指定捜査員に指定し、希望する性別の警察官による相談対応等）
- ・ 援助の申出があった場合の国家公安委員会規則で定める適切な援助措置の実施
- ・ 警察本部に「ストーカー・DV相談電話」（078-371-7830）を設置し、DVやストーカーに関する電話相談の受付を24時間体制で実施
- ・ 被害者に対してDVやストーカーの危険性等を教示し、被害の届出など適切な判断をとれるように「意思決定支援手続」を実施
- ・ 女性の人権ホットライン（法務省）の周知

#### ② 民間団体

- ・ 法テラス・弁護士会における相談の周知
- ・ DV被害者等の自立に向けた中長期支援拠点事業の実施
- ・ ひょうご被害者支援センターにおける犯罪被害相談対応
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「性暴力被害者支援センター・ひょうご」における相談対応

#### 【今後の取組内容】

- ・ 警察が被害者からの相談を受けた場合は、加害者に対する事件化等を行うほか、警察の支援制度、保護命令制度、関係機関の情報等、更なる被害の防止に向けた必要な情報提供を適切に行う。（県、警察）
- ・ 関係機関や民間支援団体ごとに実施する困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を県ホームページにおいてプラットフォーム化し、より分かりやすい支援体制の情報発信に努める。（県）（再掲）

## 2 安全確保

潜在化しやすい困難な問題を抱える女性の早期発見と、性暴力や性的虐待、DV、ストーカー、帰宅による有害な影響、その他生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合等に一時保護を行う等、安全の確保の体制の充実を図る。

### (1) 一時保護等の実施

#### 【現状】

- ① 一時保護所の運営
  - ・ 安全対策強化員による入所者の安全確保対策の実施
  - ・ 婦人保護業務嘱託員、同伴児童対応指導員、嘱託医による生活支援の実施
  - ・ 一時保護所における困難な問題を抱える女性の同伴児童に対する心理教育、食育指導、学習支援の実施
  - ・ 一時保護した困難な問題を抱える女性への住宅確保支援
- ② 一時保護の委託
  - ・ 社会福祉施設や民間支援団体が運営するシェルターへの一時保護委託の実施
  - ・ 一時保護委託先の確保
  - ・ こどもシェルターへの一時保護（性被害等未成年女性）
- ③ 民間支援団体が運営するシェルターへの活動支援
  - ・ シェルターを運営する民間支援団体に対する家賃補助の実施
  - ・ 新たに民間シェルターを運営しようとする者への新規開設支援
  - ・ シェルター入所者・同伴児の心のサポート事業（カウンセリング、外出サポート及び同伴児童の保育）の実施

#### 【今後の取組内容】

- ・ 困難な問題を抱える女性の安全を確保できるよう一時保護所の受け入れ体制の強化や一時保護委託施設を確保するとともに、高齢者施策や障害者施策等との調整や連携を市町と図りながら、困難な問題を抱える女性の状況に対応した適切な一時保護を実施する。（県、施設、民間支援団体）
- ・ 民間シェルター等に直接保護を求める困難な問題を抱える女性に対して、民間支援団体等と緊密に連携を図りながら委託も含めた保護を行う。（県、民間支援団体）

### (2) 早期発見・通報対策

#### 【現状】

- ・ 身近な地域での相談窓口の設置促進（市配偶者暴力相談支援センター等）
- ・ 広報啓発の実施による制度浸透
- ・ 民生委員・児童委員からのDV被害者等の通報等に係る周知徹底（「民生委員・児童委員活動実務の手引」等の活用）

- ・ 医療関係者からの通報等に係る周知徹底（医療機関向け冊子等の活用）

### 【今後の取組内容】

- ・ 身近な地域での早期発見を促すため、医療関係者等をはじめ保健所、保健センター等に対しても早期発見と通報等の対応方法を周知していく。（県、市町、関係機関）
- ・ 相談を寄せづらい若年女性等が早期発見できるよう、アウトリーチの方法等について今後検討していく。

## （３）警察の対応

### 【現状】

- ・ 警察における相談を受理した被害者に対し、定期的に連絡を行う「安心コール」の活用
- ・ 生活安全部と刑事部の連携強化による加害者の事件化及び被害者の保護対策
- ・ 「一時避難場所の施設の使用にかかる費用の補助制度」の運用
- ※ 緊急、一時的に被害者等を避難させる必要があり、シェルター等の利用が困難な場合に、ホテル等の宿泊費用を公費で負担
- ・ 被害者等に危害が及ぶおそれの高い場合に携帯型緊急通報装置（GPS機能等を用いて当該装置の位置情報を発信することのできる装置）を貸与

### 【今後の取組内容】

- ・ 警察がDVやストーカー、性暴力の被害者等からの相談を受けた場合は、加害者に対する事件化等を行うほか、警察の支援制度、保護命令制度、関係機関の情報等、更なる被害の防止に向けた必要な情報提供を適切に行う。（県、市町、警察、関係機関）
- ・ 加害者から危害を加えられるおそれが高い場合等は、関係機関と連携を図り、加害者の事件化及び被害者の保護を行う。（県、市町、警察）

### 3 支援体制の確立

困難な問題を抱える女性の希望や意思、人権を最大限に尊重し、経済面だけでなく、自立に向けたその人らしい暮らしの実現をめざし、心的外傷、差別等の経験による困難や生きづらさを抱えている者へのケアを行う。

#### (1) 居場所の提供

##### 【現状】

- ・ DV被害者等の自立に向けた中長期支援拠点事業の実施

##### 【今後の取組内容】

- ・ 民間支援団体によるDV被害者等の地域生活への定着・自立支援に向けた支援を実施していく。(県、民間支援団体)
- ・ 困難な問題を抱える女性が遠方の場合については、ICT等を活用して、オンライン等での相談体制を確保していく。(県、施設、民間支援団体)

#### (2) 心身のケア、日常生活の回復

##### 【現状】

##### ① 心身のケア

- ・ 一時保護所における心理的支援の充実
- ・ DV被害者の心身の回復・自立支援を促す講座の実施
- ・ 県精神保健福祉センター、県こころのケアセンター等における相談

##### ② 日常生活の回復

- ・ 女性自立支援施設、母子生活支援施設への入所
- ・ ステップハウス等への入居
- ・ 関係機関との連携による法律相談

##### 【今後の取組内容】

- ・ 生活や経済的自立のためには、まずは心身の回復が重要である。DV等の被害者及び同伴児童の精神的ダメージは長期にわたることから、中長期的なケアが必要である。精神科医等における一時保護所でのカウンセリングを充実させるとともに、母子生活支援施設・女性自立支援施設等へも職員を派遣し、入所者等への心理的ケアを行うなど、被害者等への心理社会的な対応の充実を図る。(県、市町)(再掲)

### (3) 同伴児童への支援

#### 【現状】

- ① 心のケア
  - ・ 一時保護所におけるDV等の被害者の同伴児童に対する心理教育、食育指導の実施
  - ・ 一時保護所における同伴児童対応指導員による生活支援の実施
  - ・ 児童相談所との連携「女性家庭センターにおける児童虐待ケース検討会議開催要領」（H29.5策定）の運用
  - ・ 民間シェルターに入所中のDV被害者等や同伴児童を対象にしたカウンセリング、外出サポート及び同伴児童の保育の実施
- ② 学習支援
  - ・ 一時保護所や施設等における学習支援の実施

#### 【今後の取組内容】

- ・ 一時保護期間中、DV等の被害者の子どもは通学が制限されることから、適切な学習が受けられるよう支援していく。（県、一時保護委託施設）
- ・ DV等の被害者の子どもも心的外傷を受けている可能性があることから、児童相談所等と連携のうえ心理的ケアを充実させる。（県）
- ・ DV等の被害者が心的外傷等により子どもに適切な養育を行うことが困難な場合、子育て短期支援事業等、社会的養育の支援策を有効活用する。（県、市町）

### (4) 自立に向けた支援

#### 【現状】

- ① 一時保護所、県・市福祉事務所（母子自立支援員）における生活支援・就労支援
- ② 就労支援
  - ・ 県立男女共同参画センター「女性就業相談室」<sup>(※) 10</sup>における就業支援（女性の就業サポート事業）の実施
    - チャレンジ相談の実施
    - 女性のための働き方セミナーの開催
    - パソコン操作や再就職のためのスキルアップのほか、在宅ワークや起業など、再就業を支援する講座の実施
  - ・ 市男女共同参画センターにおける情報提供、相談支援（一部の市では、再就職のためのセミナーや講座等を実施）

---

(※) 10 出産、育児、介護等で、離職した女性やキャリアアップしたい女性を対象に、県立男女共同参画センターにおいて、再就職・起業等に向けた個別相談から各種セミナーの開催、ハローワーク神戸と連携し職業相談・紹介までワンストップで一貫した支援を行う。

- ・ ハローワーク、マザーズハローワークでの職業相談・職業紹介
  - ・ 公共職業能力開発施設（職業能力開発校、職業能力開発促進センター等）における職業訓練
  - ・ 県または独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が委託した民間教育機関等における職業訓練
- ③ 生活支援
- ・ 県立男女共同参画センター「女性のためのなやみ相談」での対応
  - ・ 母子生活支援施設等における生活支援
- ④ 経済的支援
- ・ 生活保護申請、各種手当の手続きのための支援

### 【今後の取組内容】

- ・ 市町・県健康福祉事務所等において、困難な問題を抱える女性の状況を踏まえた適切な生活支援を実施するとともに、就労支援施策の充実により困難な問題を抱える女性の就労を促進する。なお、就職が困難な方については、適切に福祉窓口につなぐ等対応する。（県、市町、関係機関、民間支援団体）
- ・ 支援に当たり、県関係機関や民間支援団体と連携をとりながら進めていく。（県、市町、関係機関、民間支援団体）
- ・ 自立に向けた支援に当たり、遠方のDV被害者等への対応が可能となるよう、民間支援団体に対してICT等を推進する。（県、民間支援団体）
- ・ 民間支援団体と連携して推進するほか、精神科医等を母子生活支援施設・女性自立支援施設等へ派遣し、入所者及び職員等への心理的ケアを行うなど、DV被害者等への心理社会的な対応の充実を図る。（県、市町）

## （５）住居確保支援

### 【現状】

- ① 民間賃貸住宅や公営住宅への入居における特別の配慮等
- ・ DV被害者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度の推進
  - ・ 住宅確保要配慮者からの相談に的確に対応するため、県の総合窓口であるひょうご住まいサポートセンターで相談を受け、必要に応じて内容にふさわしい専門窓口への情報の提供
  - ・ 市町営住宅における優先入居制度の促進
  - ・ 市町営住宅の入居要件の緩和方策の検討
  - ・ （公財）日本賃貸住宅管理協会セミナーにおけるセーフティネット住宅登録制度の説明



- ・ 住宅確保要配慮者への居住支援活動の実施
  - ・ 住宅確保要配慮者専用住宅の改修や家賃低廉化、家賃債務保証料の低減に係る貸主等への補助を行う市町に対し、財政支援の実施
  - ・ 住宅確保要配慮者に対し、見守りなどの生活支援等を実施する居住支援法人の指定
  - ・ DV被害者の県営住宅優先入居の実施、入居資格の緩和
  - ・ 早期入居が可能な県営住宅の配置
- ② ステップハウスの利用
- ・ 県営住宅を活用したステップハウスの運営

### 【今後の取組内容】

- ・ 登録制度の普及を図るため、不動産関係団体等を通じた民間賃貸住宅の貸主に対する広報活動を実施する。(県)
- ・ 市町や福祉団体等が実施する住宅相談や入居あっせん等を通じて、入居を希望するDV被害者へ登録住宅情報を提供する。(県)
- ・ 民間賃貸住宅への入居にあたっては、生活保護制度の適用等について福祉事務所と連携して取り組む。(県、市町)
- ・ 県営住宅については、住居確保が必要な方への支援に努める。(県)
- ・ 市町営住宅については、未実施市町での優先入居制度の普及促進に努める。(県、市町)
- ・ 市町公営住宅の入居資格要件を緩和し、他市町の公営住宅への入居を可能にするなど、施設退所後の住居として県営住宅のみならず、市町公営住宅等を活用する方策について検討を行う。(市町)
- ・ ステップハウスの利用状況に応じた戸数を確保するとともに、DV被害者の将来的な自立を見据えた利用促進を図るなど、DV被害者が自立して生活できる基盤づくりに努める。(県)

## (6) アフターケア

### 【現状】

- ・ 女性自立支援施設や民間支援団体における退所者自立生活援助事業等の実施
- ・ DV被害者等の自立に向けた中長期支援拠点事業の実施

### 【今後の取組内容】

- ・ 困難な問題を抱える女性に対し、心のケアや孤立しないための居場所の提供、自立に関する情報提供等による継続した支援を行うため、女性自立支援施設等を退所した

後でも、必要なときに施設に相談に来ることができる環境整備や、施設自らが、退所者への切れ目のない継続した支援に取り組んでいく。(県、施設、民間支援団体)

- ・ 退所者の退所先が施設等から遠方の場合等であっても、ICT 等を活用した中長期的な支援を推進する。(県、施設、民間支援団体)

#### 4 関係機関・民間との連携・協働

法律上、県及び市町は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関や民間支援団体等から構成される会議を組織することについて、努力義務とされている。

支援調整会議の設置により、関係者の連携強化を図るとともに、民間団体の支援の強みを活かしつつ、行政機関による広範な分野の多様な支援策と連携・協働することにより、より効果的な支援を展開していく。

##### (1) 支援調整会議

###### 【今後の取組内容】

###### ① 県における支援調整会議

(代表者会議)

- ・ ひょうごDV防止ネットワーク会議を、支援調整会議及びDV防止法における協議会の代表者会議として位置づけ、一体的な支援体制を構築する。(県、市町、関係機関、民間支援団体)

〔ひょうごDV防止ネットワーク会議の構成団体〕

県	女性家庭センター、県警本部、男女共同参画センター、中央こども家庭センター、特定健康福祉事務所、こころのケアセンター
市町	神戸市配偶者暴力相談支援センター、市町配偶者暴力相談支援センター（代表）
国	神戸地方裁判所、神戸家庭裁判所、神戸地方法務局、神戸地方検察庁、兵庫労働局
関係団体	県医師会、県弁護士会、県母子生活支援施設協議会、神戸市母子生活支援施設協議会、女性自立支援施設、県私立中等高等学校生徒指導連絡協議会
民間支援団体	ひょうごDV被害者支援連絡会、シェルター運営団体

(実務者会議、個別ケース検討会議)

- ・ 県立女性家庭センター、健康福祉事務所での個別案件について、実務者会議、個別ケース検討会議として位置づけ、関係機関との協議、連絡調整等を実施する。(県、市町、関係機関、民間支援団体)

###### ② 市町（地域）における支援調整会議

- ・ 各市町（地域）において支援調整会議の設置を推進し、設置に向けて必要な技術的助言を行う。(県、市町、関係機関、民間支援団体)

### 【支援調整会議の構成】

- |           |  |
|-----------|--|
| 代表者会議     | ・・・ 困難な問題を抱える女性への支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行う |
| 実務者会議     | ・・・ 個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行う     |
| 個別ケース検討会議 | ・・・ 個別ケースについて詳細な支援方針を議論                        |

## （２）関係機関との連携・協働

### 【現状】

- ・ 警察、市町、児童相談所、医療機関、法律相談機関等との連携
- ・ 民生委員・児童委員からのDV被害者等の通報等に係る周知徹底（「民生委員・児童委員活動実務の手引」等の活用）（再掲）
- ・ 医療関係者からの通報等に係る周知徹底（医療機関向け冊子等の活用）（再掲）

### 【今後の取組内容】

- ・ 警察や行政機関と県立女性家庭センター等との連携強化を強化していく。（県、市町、関係機関）
- ・ 医療機関や法律機関等、DVやストーカー、性暴力等の被害者支援に取り組んでいる団体と、研修会や意見交換を行う等、連携強化に努める。（県、市町、関係機関）

## （３）民間との連携・協働

### 【現状】

- ・ ひょうごDV被害者支援連絡会との連携
- ・ 県内社会福祉施設（兵庫県社会福祉法人経営者協議会）との連携による就労支援
- ・ 課題を抱える妊産婦への支援プロジェクトの実施
- ・ 民間支援団体への委託による相談体制・支援体制の確立
- ・ 民間支援団体における困難な問題を抱える女性への相談、自立支援のための活動（同行支援、通訳者の派遣等）の実施

### 【今後の取組内容】

- ・ 民間支援団体とのネットワーク会議を設置し、民間団体との連携を強化する。（県、民間支援団体）

- ・ 予期せぬ妊娠等により、多くの相談が寄せられているが、課題を抱える妊産婦への支援プロジェクトの対象拡大を検討し、特定妊婦に対する支援を充実させる。(県、産科医療機関、民間支援団体)
- ・ 犯罪被害者やその遺族の抱える悩みの相談や心のケア等の支援を行っている「公益社団法人ひょうご被害者支援センター」、性暴力被害者の相談・支援機関である「NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうご」等の民間支援団体とも連携した取組を推進する。(県、市町、民間支援団体)
- ・ 外国人女性の中には、言語や文化の違いから孤立し、支援の情報が届かないことも想定されるため、外国人支援団体や外国人コミュニティと連携しながら必要な支援に取り組んでいく。
- ・ 現在確認されている民間支援団体は、神戸・阪神地域を中心に活動しており、地域偏在が生じている。その解消に向けて、新規開設を希望する団体に対する育成支援に取り組む。(県、関係機関、民間支援団体)
- ・ 支援に当たり、遠方のDV被害者等への対応が可能となるよう、民間支援団体に対してICT等を推進する。(県、民間支援団体)(再掲)
- ・ 困難な問題を抱える女性の諸問題は様々であり、今後も民間支援団体との連携・協働が求められる。既存の民間支援団体においても、運営面や人材面で持続性の懸念があるため、運営が維持できるための支援策について、他府県等の施策を参考にしつつ、今後、県と市町が協力のうえ取り組んでいく。

## 5 教育・啓発の推進等

困難な問題を抱える女性はその状況に置かれる社会的背景を、社会全体が理解する必要があることから、女性の人権を尊重し、女性に対する暴力根絶、性暴力被害防止についての教育や啓発、広報等に努める。

### (1) 県民への啓発の推進

#### 【現状】

- ・ インターネットやSNS等を活用した広報の充実
- ・ NPOとの協働によるDV防止出前講座、学生（大学・専門学校・高校等）等に対するデートDV防止等出前講座の実施
- ・ 「ひょうご男女共同参画ニュース」の発行によるDV防止啓発の実施
- ・ 男女共同参画推進員との連携による各地域でのDV防止啓発の実施
- ・ 県立男女共同参画センターにおける男女共同参画セミナーの実施
- ・ 人権総合情報誌「きずな」によるDV防止啓発の実施
- ・ 特定職種従事者研修の開催（教職員、警察職員、医療関係従事者、福祉業務従事者等）によるDV防止啓発の実施
- ・ 女性に対する暴力をなくす運動（11月）キャンペーンの実施
- ・ 外国人DV被害者向けリーフレットの作成、HP掲載（再掲）
- ・ 点字版リーフレットの作成（DV防止対策）（再掲）

#### 【今後の取組内容】

- ・ 県民に対し、女性の人権尊重、女性に対する暴力根絶等に関する県民意識の醸成についての教育や啓発の充実を図る。（県、市町、関係機関、民間支援団体）
- ・ 啓発広報を行う際は、より広報利用者の視点に立った資料作成に努めるとともに、庁内だけでなく関係機関や民間支援団体と相互に連携しながら、インターネットやSNS等多様な媒体を活用して実施する。（県、市町、関係機関、民間支援団体）
- ・ 県民向けリーフレットの作成・配布や広報媒体を積極的に活用して、県民に対するDV防止啓発の充実を図るとともに、女性に対する暴力をなくす運動期間(毎年11月12日～11月25日)を中心として各種キャンペーン事業に取り組む。（県、市町、民間支援団体）
- ・ 若年層向けのDV防止講座(デートDVを含む。)を大学生だけでなく中高生等にも実施するなど、若年層へのDV防止に向けた啓発の拡充に努めるとともに、若者の参画を推進する。（県、民間支援団体）
- ・ 困難な問題を抱える女性は、外国人も対象となるため、外国人向け（複数言語）の周知方法についても今後検討していく。（県）

## **(2) 教育の推進**

### **【現状】**

- ・ DV防止、人権、男女共同参画等に関する教育の推進
- ・ 中学・高校生向けDV防止啓発パンフレット等を活用した校内研修等の実施、活用状況に関する実施状況の実施
- ・ 「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて」(改訂版)の活用
- ・ DV防止に関する研修内容や指導方法の改善
- ・ 公立小・中・高等学校等の教職員等に対する人権教育研修の実施

### **【今後の取組内容】**

- ・ 多忙な教育現場の負担増への配慮をしつつ、公立学校における教育活動の中で児童生徒の発達段階を踏まえて、DV防止に向けた教育を推進するとともに、県教育委員会が作成したDV防止啓発資料などを活用した保護者への理解を促進する。(県教育委員会)
- ・ 中学・高校生向けDV防止啓発パンフレット等を県ホームページに掲載するなど、広く情報発信を行うとともに、研修会において実践事例の提供を行う。(県教育委員会)
- ・ 教員自らがDVに関する正しい理解の促進を図り、児童生徒への適切な指導を行うため、県教育委員会が作成したDV防止啓発資料等を活用するとともに、DV防止に関する研修内容や方法について改善に努める。(県教育委員会)
- ・ 教育現場の負担増にならないような、教職員研修や生徒向け出前講座等の実施を引き続き検討する。(県教育委員会)

## 困難女性支援法に基づく兵庫県基本計画策定検討委員会

### 1 開催状況

- 第1回：令和5年8月30日 計画策定の方向性の検討  
 第2回： 11月15日 計画たたき台の検討  
 第3回： 12月20日 計画案の検討  
 第4回：令和6年3月21日 パブリック・コメントを踏まえた計画案の検討

### 2 委員名簿

※五十音順 ○は委員長

氏 名	役 職 等
垣内 里美	神戸市こども家庭局家庭支援調整担当課長
○倉石 哲也	武庫川女子大学 教授
坂ノ上 哲也	猪名川町生活部こども課長
坂本 裕香	弁護士
鋤柄 利佳	ひょうごDV被害者支援連絡会 代表 特定非営利活動法人アジア女性自立プロジェクト 事務局長
大門 美智子	兵庫県医師会 常任理事
高田 昌代	神戸市看護大学 教授
永原 郁子	公益社団法人小さないのちのドア 代表理事
野倉 加奈美	兵庫県立女性家庭センター 所長
松岡 健	神戸新聞論説委員
行実 久賀子	姫路婦人寮施設長

(注) 役職等は令和5年4月1日現在

### 3 オブザーバー

氏 名	役 職 等
大上 健二	兵庫県警察本部生活安全部人身安全対策課長